

# 岐阜市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

令和7年3月7日決裁

## 1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、建設現場における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

## 2 対象工事等

試行対象工事は、以下の（１）から（３）全てに該当する場合とする。

### （１）適用範囲

契約が令和7年4月1日以降となる工事とし、受注者が現場管理費の補正を希望した場合とする。

### （２）対象工事

岐阜市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、及び水道事業実務必携により積算する全ての工事（単価契約を除く。）で、主たる工種が屋外作業である工事。

### （３）対象地域

岐阜市内全ての地域。

## 3 用語の定義

本要領で使用する用語は以下のとおり定義する。

### （１）真夏日

真夏日は以下の１）または２）のいずれかに該当する日とする。

ただし、夜間工事においては、作業時間帯が以下の１）または２）に該当する場合とする。

- 1) 日最高気温が30度（℃）以上の日
- 2) 暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の日

### （２）真夏日（作業日）

真夏日のうち現場作業を実施した日を真夏日（作業日）とし、補正の対象とする。

### （３）工事期間

契約期間のうち、余裕期間、準備期間、後片付期間を除いた、施工に必要な実日数と不稼働日の合計期間をいう。

ただし、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作を含む工事で工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### (4) 真夏日率

工事期間中に発生した真夏日の日数を、工事期間の日数で除して算出する数値。

### 4 真夏日の計測、及び真夏日率の算出方法等

真夏日の計測、真夏日率の算出方法については、以下のとおりとする。

なお、計測に用いる観測地点、地上気象観測所については、岐阜観測所（岐阜市加納二之丸）とする。

#### (1) 真夏日の計測方法

1) 以下の①から③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上できる。

- ① 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。
- ② 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。
- ③ 夜間工事においては、作業時間帯が①または②に該当する場合。

2) 計測器により自ら計測する場合等、上記計測方法によりがたい場合は、別途監督員と協議するものとする。

#### (2) 真夏日の計測範囲

真夏日は、工事期間について計測し、現場作業を実施した日を真夏日（作業日）として計上するものとする。

#### (3) 真夏日率の算出方法

真夏日率は次の式により算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{※1} = \text{工事期間中の真夏日（作業日）} \div \text{工事期間}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

### 5 積算方法等

真夏日率を考慮した現場管理費の補正の積算方法は以下のとおりとする。

#### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、変更契約により行うものとする。

#### (2) 補正值

現場管理費の補正は、「4（3）真夏日率の算出方法」により算出された真夏日率を用い、次の式により算出した補正值を現場管理費率に加算する。

$$\text{補正值（\%）}^{※2} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}^{※3}$$

※2 補正值（%）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※3 真夏日補正係数：1.2

### (3) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times \left( (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{※4}) + \text{補正值} (\%)^{※5} \right)$$

※4 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※5 土木工事標準積算基準書における「緊急工事の場合の補正值」等と重複する場合においても、最高2%とする。

## 6 実施方法等

本試行の適用は受注者の任意とし、以下のとおり実施する。

- (1) 特記仕様書において、本試行の対象工事である旨を明示する。

《特記仕様書記載例》

熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する工事の実施

本工事において受注者が熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、「岐阜市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施すること。

- (2) 発注者は、工事契約締結後速やかに、受注者に対し本試行の対象工事であることを説明する。
- (3) 受注者は、本試行要領に則り熱中症対策の実施を希望する場合、工事打合せ簿により発注者と協議する。
- (4) 受注者は、熱中症対策試行工事として実施する場合、施工計画書に工事期間中における真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載することとする。
- (5) 受注者は、『建設現場における熱中症対策事例集』（国土交通省大臣官房技術調査課 平成29年3月）等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。
- (6) 受注者は、「4 真夏日の計測、及び真夏日率の算出方法等」に基づき、発注者に真夏日率を報告する。

なお、報告においては以下の1) から3) の資料（任意様式）を提出することとする。

- 1) 現場管理費補正のための真夏日率算出資料（真夏日（作業日）を記載した実施工程表等）
  - 2) 工事期間中の真夏日が確認できる根拠資料（気象庁及び環境省が公表している資料等）
  - 3) 真夏日における熱中症対策の実施が確認できる代表写真
- (7) 発注者は、(6) により受注者から提出された資料を確認し、妥当と認められた場合「5 積算方法等」に基づき設計変更を行う。

## 7 その他

本要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

## 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。